大阪市老人クラブ徽章

全国３大運動
健康・友愛・奉仕をめざして
市内全会員に配布

月刊 大老連

平成27年　４月号
第681号　毎月１日発行
平成27年（2015年）４月１日
定価30円（送料別）　年間購読料1,100円（送料共）
購読お申し込みは、月刊大老連
編集室にご連絡ください。

昭和33年９月19日第三種郵便物認可
〒543-0021
大阪市天王寺区東高津町12-10
大阪市立社会福祉センター３階
発行所　一般社団法人
大阪市老人クラブ連合会
電　話　事務局　06(4304)8555
編集室　06(4304)8556
FAX　06(4304)8557

「健康・友愛・奉仕」活動を推進

大老連予算理事会を開催

大阪市老人クラブ連合会の予算理事会が、３月３日（火）午後、大阪市浪速区の市立難波市民学習センターで開催され、平成27年度事業方針・事業計画案及び収支予算案の２議案等が承認されました。

冒頭、中保昌理事長から開会のあいさつがあり、次に中理事長が議長に指名され、議事に入りました。「平成27年度事業方針・事業計画案」については鷲島勝事務局長、「平成27年度収支予算案」については中路晃事務局次長からそれぞれ説明があり、審議に入り、いずれも全会一致で承認されました。

開会のあいさつをする中保昌理事長

平成27年度　事業方針（概要）

21世紀は「高齢者の世紀」といわれるように、わが国の人口の高齢化は急速に進み、65歳以上の高齢者は総人口の25％を超え、日本はかってないスピードで超高齢社会を迎えております。

こうした状況を考えると、高齢者が互いに支え合い励まし合いながら楽しみを共にし、長寿の喜びを実感できる地域社会の醸成が何よりも大切であり、そのためには、地域活動に積極的にチャレンジし、高齢者の持つ活力を生かした活動を進め、明るく豊かな地域社会づくりに必要不可欠な存在としての老人クラブの役割がますます重要となってまいります。

そのため、「老人クラブが元気になると地域も元気になる」との信念のもとに、老人クラブは、超高齢社会の主人公として、常にその存在意義を認識し、会員の自信と誇りを高め、生活を豊かにする楽しい活動、地域を豊かにする社会活動の構築をめざし、さらに一層の取り組みを進めていく必要があります。

そうした状況の中で、大老連では今年度から法人事務所を浪速区から天王寺区の「大阪市立社会福祉センター」に移し、決意も新たに、老人クラブ活動の原点に戻って「健康・友愛・奉仕」を基本に、次に掲げる活動を進めてまいります。

▽老人クラブ活動の大きな柱である健康づくり活動については、今年度は、グラウンド・ゴルフ大会、ゲートボール大会を開催するのをはじめ、「高齢者の健康ウォーキング事業」を再度助成事業として継続実施するほか、ニュースポーツをより広く普及振興するため、「ニュースポーツ推進講座」を新規開催するなど、高齢者の健康づくりを一層推進していきます。

▽老人クラブが重点的に力を入れて取り組んでいる友愛活動や奉仕活動については、介護保険制度の改正に伴い今後地域における支え合いの仕組みづくりが見直されること等に鑑み、その役割を今一度見つめ直し、組織をあげて取り組んでいきたいと考えております。

▽今後の老人クラブ発展を担う指導者の養成については、今最も必要とされており、今年度も、指導者養成、リーダー養成を強力に推進していく中で、引き続き、幅広い分野の人材育成をめざしたリーダー養成にも力を注いでまいります。

▽全国的な傾向である会員の減少は、老人クラブが抱える喫緊の課題となっており、大老連としても、平成26年度から平成30年度までの５か年計画として全老連が取り組んでいる老人クラブ「100万人会員増強運動」に照応して、大老連老人クラブ「1万人会員増強運動」を展開し、会員の減少に歯止めをかけ、新規会員の勧誘活動を積極的に推進していくとともに、大老連の組織強化と自主財源の確保にも努めてまいります。

▽大老連としては、地域の高齢者を代表する組織としての自覚をもって、単位老人クラブ、区老連と一体となって各々の相互理解を深め、各関係団体・関係機関とも緊密な連携を図りながら、自主的で積極的な老人クラブ活動を推進していきます。

平成27年度　事業計画（概要）

メインテーマは「のばそう！健康寿命、担おう！地域づくりを」、重点項目は次の１～６項目。

1．心とからだの健康づくりをすすめる
（1）「健康をすすめる運動」の推進
（2）スポーツの振興
（3）生きがいと健康づくり事業の推進

2．高齢者が相互に支援する友愛活動をすすめる
（1）在宅福祉を支える友愛活動の推進
（2）転入者をあたたかく迎える運動の実施
（3）災害時支援の取り組み

3．「きれいな地球をこどもたちへ」環境への取り組みをすすめる
（1）全国一斉「社会奉仕の日」（９月20日）の取り組み
（2）環境美化・リサイクル活動の取り組み

4．生活と地域を豊かにする楽しいクラブ活動を広げる
（1）レクリエーション活動とサークル活動の支援
（2）地域文化の保存・伝承活動と世代間交流・次世代育成支援活動の推進
（3）協賛事業の実施
（4）「老人の日・老人週間」の取り組み（９月15～21日）

5．はつらつとしたクラブづくりをすすめる
（1）老人クラブリーダーの育成
（2）研修会の実施
（3）研修会への参加
（4）安全対策運動の組織的取り組み
（5）関係団体・関係機関との連携、協力
（6）老人クラブ活動の情報の収集と内外への積極的なＰＲ
（7）老人クラブや高齢者に関する調査活動

6．クラブ発展の基盤強化をすすめる
（1）「高齢者の世紀」を担う会員の加入促進運動の推進
（2）大阪市老連の運営・組織強化
（3）事務局体制の組織強化
（4）老人クラブ組織への積極的なＰＲ

平成27年度　収支予算（概要）

〈一般会計〉２億5701万2千円
〈特別会計〉101万7千円

阪神淡路大震災から20年
東日本大震災から４年

今年の１月17日で阪神淡路大震災（死者6434人）から20年、また、今年の３月11日で東日本大震災（死者1万5891人、行方不明者2584人）から４年が経ちます。

平成23年３月に発生した東日本大震災は、東北地方・関東地方の広範囲にわたり甚大な被害を及ぼしました。改めて、お亡くなりになられた方々のご冥福をお祈りし、被災された皆様に心からお見舞い申しあげます。

全国老人クラブ連合会ではこの震災に対して、各府県市老連の力を結集して救援拠金や元気袋づくりなどの支援活動に取り組むとともに、これまでに被災地訪問、各種会議・行事などの被災地での開催をはじめさまざまな交流・支援活動を行っております。

大阪市老人クラブ連合会でも、24の各区老連の力強いご支援のもと、１５００万円の救援拠金と６００個を超える元気袋を被災地にお送りし、被災地の各老連の皆さん方から多くのお礼と感謝のお言葉、近況報告などをお伝えいただきました。

各区老連においても交流・支援の取り組みの輪が広がっており、港区老連においては、平成24年から区内公園において、岩手県から搬入した「さんま」を使用して「さんま祭り」を開催し、その収益金を被災地に送ってこられ、平成26年には、岩手県の大船渡市などの被災地を訪問し、直接収益金をお渡しし、激励の言葉を述べてこられたところです。

大老連では友愛活動の取り組みの一環として、これまでにも東日本大震災の復興支援をはじめ、地震や大型台風などの災害時支援のために被災地に義援金、見舞金をお送りするなど、さまざまな支援活動を行ってまいりましたが、今後ともできる限りの取り組みを進めてまいりたいと考えております。

「自転車が加害車両である場合の交通事故」について

大阪弁護士会会員　弁護士　**桐畑　芳則**

一　道路交通法上の自転車の取り扱い

自転車は道路交通法（以下、「道交法」といいます）上軽車両にあたり、車両としての規制を受けます。ただし、道交法は自転車（普通自転車及び道交法施行規則に定める基準を満たした電動アシスト自転車）の交通方法について幾つかの特例を設けています。また、自転車は自動車や原動機付自転車とは異なる規制を受ける場合もあります。

二　自転車の交通方法の特例

先ず、自転車は原則的には「車道」を走向しなければならず、それも道路の左側部分を通行しなければならず、車線が引いてある「車両通行帯」の道路では左側端に寄って通行しなければなりません。従って、原則、自転車は車道と歩道の区別がある道路では歩道を通行してはいけません。

しかしながら道交法は例外的に自転車が「歩道」を通行できる場合を認めています。と言うのは、そうしないと現実の交通実態に合わないことが多いからです。自転車が歩道を通行できる例外的な場合というのは、具体的には①自転車運転者が児童・幼児・七〇歳以上の高齢者・身体障害者等である場合、②車道や交通状況から車道を通行するのは危険である場合、③道路標識等により歩道を通行できるとされている場合です。そして、歩道を通行してよい場合は、道路の右側、左側のどちらの歩道でも通行できます。

ただし、歩道通行には自転車運転者は、次の義務を守らなければなりません。

（一）歩道の中央から車道寄りの部分を通行すること、（二）「徐行」、即ち、時速８キロメートル以下の速度で通行すること、（三）歩行者がいる歩道で歩行者の通行を妨げることとなるときは「一時停止」をすること、です。

次に、自転車等の軽車両に特有の規則としては、路側帯（歩道が設けられていない道路において白実線一本を表示して設けられた帯状の道路部分）がある場所では、自転車は道路の左側の路側帯のみを通行することができます（ちなみに、平成二五年法改正前までは、右側の路側帯も通行できました）。

三　その他自転車を運転する際の遵守義務

先ず、自転車の装置として制動装置及び反射器材の設置を義務づけています。また、灯火義務として前照灯・車幅灯・尾灯等を付けなければなりません。

乗車人員の規制としては、原則として二人乗り運転は禁止です。例外として自転車に幼児用座席（一人用又は二人用）を設置していてこれに六歳未満の幼児を乗せる場合で、かつ、運転者が一六歳以上のときのみ二人乗り又は三人乗りが認められます。

自転車運転でも道交法は酒気帯び運転を禁止しています。携帯電話を自転車に乗りながら使用するのは、都道府県の公安委員会が定めた規則で大抵は禁止しており、他の禁止違反行為と同じ様に道交法違反として罰則適用の恐れがあります。

なお、平成二五年道交法の改正によりノーブレーキピスト（制動装置不備自転車）の交通方法（自転車運転者が走行中に事故を起こして他者に人身損害を与えた場合、原則的には当該運転者は民事賠償責任を負います。この場合、被害者又はその遺族たる相続人は自動車損害賠償保障法（以下、自賠法といいます）による保険金給付の救済を受けることはできません。なぜなら加害自転車は自賠法の「自動車」に含まれず、自転車加害事故には自賠法が適用されないからです。それゆえ、自転車による人身事故の被害者又は相続人は不法行為責任を定めた民法の規定に基づいて損害賠償請求をする外ありません。

しかし、以下述べるように右損害賠償請求をするにあたっては現実にはさまざまな被害者側に厳しい問題が立ちはだかっています。その一つに、誰が法的損害賠償義務者なのかを被害者側が調べて特定しなければならないことです。自転車は民事責任能力がない児童・少年少女も運転するからです。この場合はこれらの子供の監督義務者である親が賠償責任を負うからまだしも、悲惨なのは一般的に民事責任能力があると言われている中学生以上の生徒・学生である未成年者が自転車事故を起こして被害者らに大きな損害を与えてしまった場合です。当該未成年加害者には現実的には賠償能力はなく、かつ、その親は原則、法的損害賠償義務がないためです。ことに、人身事故で寝たきり等の重傷を負った被害者には事実上の泣き寝入りという極めて理不尽な結果となります。

五　自転車事故と保険

自転車による右のような重大な事故や死亡事故における高額な損害賠償の一部に報いる制度として、自転車運転者が任意保険に加入するという方法があります。その一つが最近注目されるようになった自転車保険であり、もう一つはTSマーク保険といって自転車安全整備士による点検、整備を受けた安全な普通自転車であることを示すTSマークに付帯した保険です。しかし、TSマーク保険は賠償責任保険金額の最高額が二〇〇万円であること、有効期間がTSマークに記載されている点検日から一年となっていることに注意する必要があります。

クラブ新設の区老連を顕彰

平野区、西淀川区
住吉区、大正区

大老連では、平成25年度から会員の増強と老人クラブの活性化を一層推進するため、「クラブ新設に係かる区老連への顕彰制度」を創設し、当該年度中に老人クラブの新設に尽力され、会員の増強に貢献された区老連に対して顕彰をすることにしております。

平成26年度については、平野区、西淀川区、住吉区、大正区の４区老連が対象となり、会員加入促進強調月間中の３月定例会長会において、その努力を称え、中保昌理事長から賞状と記念品を贈呈しました。

Panasonic

目立たない小型耳かけ（左）と耳穴式（右）

大阪駅前で約20年間、補聴器専門店として営業を続けてきた実績のあるパナソニック補聴器プラザ大阪。言葉や音声の専門知識を持つ言語聴覚士をはじめ、経験豊富なスタッフが聞こえの相談に親身にお応えします。また個々に合った補聴器の提案もしてくれるので安心です。「聞こえの悩みは人それぞれ違います。ご自身に合った機種の選択はもちろん、症状に合わせた調整が一番大切です」と小嶋所長。「安易に買ってしまい耳に合わなかった」という失敗談も多い補聴器の購入。すでに持っている人も初めての人も、国内開発で高品質な補聴器を体験できます。「ご家族の方、ご来店が難しい方もお気軽にご相談ください」

大阪駅徒歩6分
パナソニック補聴器プラザ大阪がご相談させていただきます。

認定補聴器専門店
パナソニック補聴器プラザ大阪
大阪市北区梅田1-11-4 大阪駅前第4ビル1F
営業時間 10:00～17:30
日曜・祝日は定休日
06-6344-3348

かんぽの宿
大阪市老人クラブ連合会と
お得 「かんぽの宿」が利用提携をしています

ご利用される宿のフロントへ、会員カードを提示するだけで
会員1名様につき 1泊2食プラン以上のご利用で
1泊あたり500円割引
同伴者は３名様まで割引
ぜひ、近畿のかんぽの宿へご予約ください！
かんぽの宿 奈良
かんぽの宿 堺
かんぽの宿 有馬
かんぽの宿 姫路
かんぽの宿 和歌山
かんぽの宿 白浜
かんぽの宿 大塚平和
かんぽの宿 白浜
かんぽの宿 志摩
ご予約・お問い合わせは各宿、または ホームページ http://www.kanponoyado.japanpost.jp/ かんぽの宿 検索
※かんぽの宿白浜は、平成27年8月30日のご宿泊（翌8月31日のチェックアウト）をもって営業終了。かんぽの宿奈良は、平成27年9月1日チェックアウト後から平成28年3月3日まで改修工事のため休館予定となります。